

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合個人情報保護法施行条例

令和5年2月16日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

2 前項において規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。)において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から30日を限度として前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことが事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条第1項に規定する東京都市町村議会議員公務災害補償等組合個人情報保護審査会に諮問することができる。

(個人情報保護審査会)

第6条 法及びこの条例による個人情報保護制度の適正な運営を図るため、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 前条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年東京都市町村議会議員公務災害補償等組合条例第 号。次号において「組合議会個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 組合議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

3 審査会は、管理者が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。